

村上市地域防災計画(風水害等対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
	第2章・第7節	6	7	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 新潟地方気象台は、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握及び防災気象情報の質的向上を図り、適時・適切に提供するために、観測・監視体制の強化を図る。あわせて、洪水警報の危険度分布や大雨警報などの防災気象情報について利活用状況の把握に努め、その結果を踏まえた防災気象情報の改善及び更なる利活用の推進を図る。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 新潟地方気象台は、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握及び防災気象情報の質的向上を図り、適時・適切に提供するために、観測・監視体制の強化を図る。あわせて、洪水警報の危険度分布や大雨警報などの防災気象情報、<u>線状降水帯等の災害をもたらす可能性のある自然現象に関する情報</u>について利活用状況の把握に努め、その結果を踏まえた防災気象情報の改善及び更なる利活用の推進を図る。</p>	新潟県地域防災計画(風水害対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく修正
	第2章・第11節	9	13	<p>2 住民・企業等の役割</p> <p>(1) 住民の役割</p> <p>住民は、「自らの命は自らが守る」という意識の下、平時から土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく市、県、消防・警察機関へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び<u>土砂災害危険箇所、避難路・避難場所</u>について位置を把握しておくなど、</p>	<p>2 住民・企業等の役割</p> <p>(1) 住民の役割</p> <p>住民は、「自らの命は自らが守る」という意識の下、平時から土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく市、県、消防・警察機関へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び<u>(削除)避難路・避難場所</u>について位置を把握しておくなど、</p>	「土砂災害危険箇所」等を使用しない取扱いに基づく修正
	第2章・第11節	10	12	<p>3 市の役割</p> <p>(3) 住宅等の安全立地</p> <p>人命、財産等を土砂災害から保護するため、危険箇所における災害予防及び住居移転等の必要性について普及・啓発に努める</p>	<p>3 市の役割</p> <p>(3) 住宅等の安全立地</p> <p>人命、財産等を土砂災害から保護するため、危険箇所における災害予防及び住居移転等の必要性について普及・啓発に努める</p>	新潟県地域防災計画(風水害対策編)と整合

村上市地域防災計画(風水害等対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				とともに、防災対策事業又は危険住居の移転事業等を活用し、災害危険区域内又はがけ地に近接する住宅の移転を促進する。	とともに、防災対策事業又は危険住居の移転事業等を活用し、災害危険区域、 <u>土砂災害特別警戒区域及び</u> がけ地に近接する住宅の移転を促進する。	
	第2章・第12節	12	20	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 各主体の責務</p> <p>エ <u>複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」</u>等を活用し、国、県、県内市町村、河川管理者等の防災関係機関に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 各主体の責務</p> <p>エ <u>気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、流域治水の計画的な推進を目的とした「流域治水協議会」</u>等を活用し、国、県、市町村、河川管理者等の防災関係機関に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。</p>	新潟県地域防災計画(風水害対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく修正
	第2章・第12節	12	28	<p>(2) 要配慮者に対する配慮</p> <p>ア 市は、浸水想定区域内の地下街等や要配慮者施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保が図られるよう洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。</p> <p>なお、要配慮者利用施設の避難確保に関</p>	<p>(2) 要配慮者に対する配慮</p> <p>ア 市は、浸水想定区域内の地下街等や要配慮者施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保が図られるよう洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。</p> <p>なお、要配慮者利用施設の避難確保に関</p>	新潟県地域防災計画(風水害対策編)の修正(水防法の改正)に基づく修正

村上市地域防災計画(風水害等対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				する計画や避難訓練の実施状況等について、 <u>定期的に確認するよう努める。</u>	する計画や避難訓練の実施状況等について <u>報告を受けたときは、利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言又は勧告を行う。</u>	
	第2章・第12節	13	12	3 市の役割 (1) 洪水への防災対策 ア 施設及び <u>災害危険箇所</u> の点検、調査等	3 市の役割 (1) 洪水への防災対策 ア 施設及び <u>災害リスクの高い箇所</u> の点検、調査等	「土砂災害危険箇所」等を使用しない取扱いに準じ読み替え
	第2章・第12節	13	37	3 市の役割 (2) 減災対策 エ 住民の防災意識向上に向けた啓発 防災情報の収集方法や洪水ハザードマップ等の活用方法等について広報し、住民の防災意識の向上を図るとともに地下街等、要配慮者利用施設等を含む避難訓練を実施する。	3 市の役割 (2) 減災対策 エ 住民の防災意識向上に向けた啓発 防災情報の収集方法や洪水ハザードマップ等の活用方法等について広報し、住民の防災意識の向上を図るとともに地下街等、要配慮者利用施設等を含む避難訓練を実施する。 <u>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、上階への垂直避難など「緊急安全確保」の手段を講ずべきことにも留意する。</u>	新潟県地域防災計画(風水害対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく修正
	第3章・第4節	34	1	3 業務の内容 (1) 特別警報・警報・注意報及び気象情報等 新潟地方気象台は、気象業務法(昭和 27	3 業務の内容 (1) 特別警報・警報・注意報及び気象情報等 新潟地方気象台は、気象業務法(昭和 27	新潟県地域防災計画(風水害対策編)の修正(文言整理)に基づく修正

村上市地域防災計画(風水害等対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由																
				<p>年法律第 165 号)等法令の定めるところにより県内における特別警報・警報・注意報及び気象情報等の発表を行い、関係機関に通知し、住民に周知させる。<u>その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報、危険度及びその切迫度を伝える洪水警報の危険度分布等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。</u></p>	<p>年法律第 165 号)等法令の定めるところにより県内における特別警報・警報・注意報及び気象情報等の発表を行い、関係機関に通知し、住民に周知させる。<u>その際、地方公共団体等の防災機関や住民が風水害による危険度を具体的に把握できるよう、危険度が高まる時間帯や場所を色分けして示した表や地図(危険度分布(通称:キキクル))など、より適切な形態での伝達を図り、気象等に関する警報等の利用の高度化に努めるものとする。</u></p>																	
	第3章・第4節	34	11	<p>ア 特別警報・警報・注意報 (ア) 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報	警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報	注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報	<p>ア 特別警報・警報・注意報 (ア) 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報	警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報	注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報	新潟県地域防災計画(風水害対策編)の修正(文言整理)に基づく修正
種類	概要																					
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報																					
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報																					
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報																					
種類	概要																					
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報																					
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報																					
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報																					
	第3章・第4節	34	19	<p>(イ) 特別警報・警報・注意報の発表対象区域 特別警報・警報・注意報は県内を市町村ご</p>	<p>(イ) 特別警報・警報・注意報の発表対象区域 特別警報・警報・注意報は県内を市町村ご</p>	新潟県地域防災計画(風水害対策編)の修正(文言整理)に基づく																

村上市地域防災計画(風水害等対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				とに分けた二次細分区域単位で発表する。 本市に該当する区分は次のとおりである。	とに分けた二次細分区域単位で発表する。 本市に該当する区分は次のとおりである。 <u>なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、一次細分区域や市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。</u>	く修正
	第3章・第4節	34	26	イ 気象情報等 (ア) 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。 <u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する新潟県気象情報」「顕著な大雨に関する北陸地方気象情報」「顕著な大雨に関する全般気象情報」という標題の気情報が同時に発表される。</u>	イ 気象情報等 (ア) 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。 <u>雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する新潟県気象情報」、「記録的な大雨に関する北陸地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する新潟県気象情報」、「顕著な大雨に関する北陸地方気</u>	新潟県地域防災計画(風水害対策編)の修正(文言整理)に基づく修正

村上市地域防災計画(風水害等対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
					象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」、「という表題の気象情報が発表される。 大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する新潟県気象情報」という表題の気象情報が発表される。 また、降雪が大雪警報の基準を大幅に上回り、一層の警戒が必要となる場合には、「除雪が困難となる積雪になっており」等の表現を用いた新潟県気象情報が発表される。	
	第3章・第4節	34	38	(ウ) 記録的短時間大雨情報 県内で大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。	(ウ) 記録的短時間大雨情報 県内で大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。	新潟県地域防災計画(風水害対策編)の修正(文言整理)に基づく修正
	第3章・第4節	35	3	(エ) 竜巻注意情報	(エ) 竜巻注意情報	新潟県地域防災計画

村上市地域防災計画(風水害等対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、 <u>雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、府県予報区(上越、中越、下越、佐渡)単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</u>	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、 <u>竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(上越、中越、下越、佐渡)で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</u>	(風水害対策編)の修正(文言整理)に基づく修正
	第3章・第4節	35	12	(オ) 荒川洪水予報 河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して <u>発表する</u> 警報及び注意報である。洪水予報の標題(種類)は、気象庁ホームページを参照のこと(標題に応じて警戒レベル2～5に相当)。	(オ) 荒川洪水予報 河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して <u>発表される</u> 警報及び注意報である。洪水予報の標題(種類)は、気象庁ホームページを参照のこと(標題に応じて警戒レベル2～5に相当)。	新潟県地域防災計画(風水害対策編)の修正(文言整理)に基づく修正
	第3章・第4節	35	15	(カ) <u>大雨警報・洪水警報の危険度分布等</u> a <u>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)</u> 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用	(カ) <u>キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等</u> a <u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</u> 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用	新潟県地域防災計画(風水害対策編)の修正(文言整理)に基づく修正

村上市地域防災計画(風水害等対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				<p>いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫):避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤):高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄):避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 	<p>いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、<u>危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒):災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫):危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 	
	第3章・第4節	35	25	<p>b <u>大雨警報(浸水害)の危険度分布</u></p> <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u></p>	<p>b <u>浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</u></p> <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、<u>危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p>	新潟県地域防災計画(風水害対策編)の修正(文言整理)に基づく修正
	第3章・第4節	35	30	<p>c <u>洪水警報の危険度分布情報</u></p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中</p>	<p>c <u>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)</u></p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中</p>	新潟県地域防災計画(風水害対策編)の修

村上市地域防災計画(風水害等対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				<p>小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予想を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u></p> <p>・「非常に危険」(うす紫):避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p> <p>・「警戒」(赤):高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p> <p>・「注意」(黄):避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、<u>自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</u></p>	<p>小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、<u>危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <p>・「災害切迫」(黒):災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当</p> <p>・「危険」(紫):危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p> <p>・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p> <p>・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p>	<p>正(文言整理)に基づく修正</p>
	第3章・第4節	36	1	<p><u>(ク) 流域雨量指数の予測値</u></p> <p><u>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」につ</u></p>	<p><u>d 流域雨量指数の予測値</u></p> <p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報</u></p>	<p>新潟県地域防災計画(風水害対策編)の修正(項目・文言整理)に基づく修正</p>

村上市地域防災計画(風水害等対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				<u>いて、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。</u>	<u>等)を用いて常時 10 分ごとに更新している。</u>	
	第3章・第4節	35	40	(キ) 早期注意情報(警報級の可能性) 5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(下越、中越、上越、佐渡)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(新潟県)で発表される。 <u>大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</u>	(キ) 早期注意情報(警報級の可能性) 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(下越、中越、上越、佐渡)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(新潟県)で発表される。 <u>大雨又は高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</u>	新潟県地域防災計画(風水害対策編)の修正(文言整理)に基づく修正
	第3章・第4節	37	7	エ 特別警報・警報・注意報の伝達 (ア) 伝達系統	エ 特別警報・警報・注意報の伝達 (ア) 伝達系統	新潟県地域防災計画(風水害対策編)の修正(組織の変更)に基づく修正

村上市地域防災計画(風水害等対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
	第3章・第4節	38	37	<p>(3) 火災気象通報及び火災警報 ア 火災気象通報 (イ) 火災気象通報の通報基準 <u>通報を行う基準は、当日の気象状態が次のいずれかの条件を満たしたときとする。</u> a 実効湿度が 65%以下になる見込みのとき。 b 平均風速 15m/s 以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき(降雨、降雪中は通報しないこともある。) c 出火危険度5以上になる見込みのとき。 (注)「出火危険度」とは、その日の最小湿度</p>	<p>(3) 火災気象通報及び火災警報 ア 火災気象通報 (イ) 火災気象通報の通報基準 <u>新潟地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には、通報を実施しないときがある。</u></p>	<p>新潟県地域防災計画(風水害対策編)の修正(文言整理)に基づく修正</p>

村上市地域防災計画(風水害等対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				及び最大風速から計算される指数		
	第3章・第5節	41	23	3 設定水位の種類 ・避難判断水位:市長の高齢者等避難情報発表の判断目安避難に時間を要する人は避難開始する参考となる水位	3 設定水位の種類 ・避難判断水位:市長の高齢者等避難情報発表の判断目安避難に時間を要する人は避難開始する参考となる水位	新潟県地域防災計画(風水害対策編)の修正(文言整理)に基づく修正
	第3章・第5節	43	7	5 業務の内容 (1) 国の業務 オ 村上市に係る国所管の洪水予報・水位周知・水防警報河川 (ア) 洪水予報河川(令和2年6月1日現在)表(略) (イ) 水防警報河川(令和2年6月1日現在)表(略)	5 業務の内容 (1) 国の業務 オ 村上市に係る国所管の洪水予報・水位周知・水防警報河川 (ア) 洪水予報河川(令和4年6月1日現在)表(略) (イ) 水防警報河川(令和4年6月1日現在)表(略)	新潟県地域防災計画(風水害対策編)の修正(時点修正)に基づく修正
	第3章・第5節	44	9	カ 村上市に係る県所管の洪水予報・水位周知・水防警報・水防情報提供河川の一覧 (ア) 水位周知河川(令和2年6月1日現在)表(略) (イ) 水防警報河川(令和2年6月1日現在)表(略)	カ 村上市に係る県所管の洪水予報・水位周知・水防警報・水防情報提供河川の一覧 (ア) 水位周知河川(令和4年6月1日現在)表(略) (イ) 水防警報河川(令和4年6月1日現在)表(略)	新潟県地域防災計画(風水害対策編)の修正(時点修正)に基づく修正
	第3章・第6節	46	25	1 計画の方針 (3) 国及び県の責務 イ 土砂災害警戒情報 大雨警報(土砂災害)発表中後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難	1 計画の方針 (3) 国及び県の責務 イ 土砂災害警戒情報 大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難	新潟県地域防災計画(土砂災害対策編)の修正(文言整理)に基づく修正

村上市地域防災計画(風水害等対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				<p>指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(聖籠町を除く。)を特定して警戒が呼びかけられる情報で、県と新潟地方気象台から共同で発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知する。</p> <p><u>なお、これを補足する情報である大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる(避難が必要とされる警戒レベル4に相当)。</u></p>	<p>指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(聖籠町を除く。)を特定して警戒が呼びかけられる情報で、県と新潟地方気象台から共同で発表される。<u>市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</u></p>	
	第3章・第8節	50	19	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>イ 市の責務</p> <p>災害発生前後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。</p> <p>情報収集に当たっては、消防団、自主防災組織、自治会等から情報収集できる体制をあらかじめ確立する。</p> <p>なお、その災害により被害が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>イ 市の責務</p> <p>災害発生前後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。</p> <p>情報収集に当たっては、消防団、自主防災組織、自治会等から情報収集できる体制をあらかじめ確立する。</p> <p><u>また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p> <p>なお、その災害により被害が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等</p>	新潟県地域防災計画(風水害対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく修正

村上市地域防災計画(風水害等対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				即報基準」により消防庁及び県防災局へ報告する。	即報基準」により消防庁及び県防災局へ報告する。	
	第3章・第8節	50	40	ウ 県の責務 (キ) 人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行うため、市、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集する。	ウ 県の責務 (キ) 人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行うため、市、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集する。 <u>また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u> (ク) 発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。	新潟県地域防災計画(風水害対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく修正
	第3章・第10節	52	29	1 計画の方針 (2) 各主体の責務 ア 住民、企業等の責務 (イ) 市が発表する避難情報を正しく理解し、的確に行動する。 [警戒レベル5]	1 計画の方針 (2) 各主体の責務 ア 住民、企業等の責務 (イ) 市が発表する避難情報を正しく理解し、的確に行動する。 [警戒レベル5]	新潟県地域防災計画(風水害対策編)の修正に基づく修正

村上市地域防災計画(風水害等対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				<p>・緊急安全確保 → <u>既に災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るために直ちに身の安全を可能な限り確保する。</u></p>	<p>・緊急安全確保 → <u>命の危険 直ちに安全を確保する。</u></p>	
	第3章・第10節	52	38	<p>イ 市の責務 (イ) 市長は、河川水位、降雨量等が、あらかじめ設定した基準に達したとき、又は危険と判断したときは、躊躇することなく避難指示等を発令する。特に避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。</p>	<p>イ 市の責務 (イ) 市長は、<u>防災気象情報等の様々な予測情報や河川水位、降雨量等が、あらかじめ設定した基準に達したとき、又は危険と判断したときは、躊躇することなく避難指示等を発令する。特に避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。</u> <u>また、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて専門家等の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。</u></p>	新潟県地域防災計画(風水害対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく修正
	第3章・第11節	57	14	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 風水害の場合の指定避難所は、当該地域への避難指示等発出後速やかに開設し、住民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難指示等の発出がなくても、住民等が避難所予定施設に自主的に避難してきた場合は速やかにこれを受け入れ、必要な支援を行う。</p>	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 風水害の場合の指定避難所は、当該地域への避難指示等発出後速やかに開設し、住民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難指示等の発出がなくても、住民等が避難所予定施設に自主的に避難してきた場合は速やかにこれを受け入れ、必要な支援を行う。</p>	新潟県地域防災計画(風水害対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく修正

村上市地域防災計画(風水害等対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				避難所の開設・運営は市が行う。 運営に当たっては、避難者の安全の確保、防犯対策、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア及び男女の視点の違いに十分に配慮する。	避難所の開設・運営は市が行う。 運営に当たっては、避難者の安全の確保、防犯対策、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア、 <u>男女の視点の違い及び女性や子ども等の安全</u> に十分に配慮する。	
	第3章・第11節	57	17	(2) 各主体の責務 イ 市は、 <u>指定避難所</u> を開設し、地域住民、応援自治体職員、ボランティア、NPO等の外部支援者等の協力を得て避難所を運営する。なお、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。 また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、 <u>管理者の同意を得て避難所として開設する。</u>	(2) 各主体の責務 イ 市は、 <u>災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、</u> 地域住民、応援自治体職員、ボランティア、NPO等の外部支援者等の協力を得て避難所を運営する。なお、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。 また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、 <u>国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するとともに、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</u>	新潟県地域防災計画(風水害対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく修正
	第3章・第46節	75	21	1 計画の方針	1 計画の方針	「土砂災害危険箇所」

村上市地域防災計画(風水害等対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				(3) 災害発生の未然防止活動 ア 施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合に実施する緊急点検において、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、 <u>土砂災害危険箇所等</u> の点検及び監視を行う。	(3) 災害発生 of 未然防止活動 ア 施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合に実施する緊急点検において、過去に被害が生じた箇所や主要構造物 <u>等</u> の点検及び監視を行う。	等を使用しない取扱い